平成２５年（フ）第４３７号
兵庫県芦屋市高浜町４－１－1123、住民票上の住所兵庫県多可郡多可町中区岸上450番地２
債務者　安平　佳奈（旧姓藤原）
1　決定年月日時　平成25年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月21日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第４４７号
兵庫県西宮市西宮浜４丁目８番２－1203号
債務者　江見　弥生（旧姓髙橋）
1　決定年月日時　平成25年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月21日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第４４９号
兵庫県西宮市浜甲子園３丁目10－27－200、住民票上の住所兵庫県川西市清和台東４丁目19番地の13
債務者　森　　浩二
1　決定年月日時　平成25年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月21日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第４７８号
兵庫県芦屋市朝日ケ丘町27番13号、前住所兵庫県西宮市松生町４番27号　パインハウスＡ号
債務者　澤良木奈緒
1　決定年月日時　平成25年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月21日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第５２０号
北九州市門司区清見１丁目11番18号
債務者　尾崎美津紀
1　決定年月日時　平成25年９月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月21日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第５２５号
北九州市小倉南区朽網東５丁目８番４号
債務者　大石　　愛
1　決定年月日時　平成25年９月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月21日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第２４３号
佐賀県鳥栖市田代本町924番地１　特別養護老人ホームひまわりの園、住民票上の住所佐賀県鳥栖市古賀町379番地６
債務者　林　　儀次
1　決定年月日時　平成25年９月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月21日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２４８号
宮崎市原町12－７、住民票上の住所宮崎市清武町加納甲1665番地43　サンシャルマン101号
債務者　川邊　信悟
1　決定年月日時　平成25年９月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月21日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１４５２号
名古屋市中川区上脇町１丁目１番地　三旺マンション上脇Ｃ棟305号
債務者　平峰　九子
1　決定年月日時　平成25年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月22日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１５３８号
愛知県尾張旭市瀬戸川町２丁目11番地　パレス211－302号
債務者　津田　泰尚
1　決定年月日時　平成25年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月22日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１６０９号
名古屋市南区明円町326番地の１
債務者　佐々木ひとみ
1　決定年月日時　平成25年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月22日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５９６号
神戸市須磨区北落合６丁目１番２－201号
債務者　尾曲　和代
1　決定年月日時　平成25年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月22日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６１５号
神戸市垂水区名谷町字高曽2292番地の10　市住４－703号、従前の住所神戸市垂水区福田３丁目１番26－201号
債務者　枡田　千惠
1　決定年月日時　平成25年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月22日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６２７号
神戸市中央区脇浜海岸通３丁目２番15－607号
債務者　岡本泉（おかもとみずき）こと　岡本　泉
1　決定年月日時　平成25年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月22日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６４７号
神戸市灘区岩屋北町２丁目５番10－506号
債務者　髙橋　博明
1　決定年月日時　平成25年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月22日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５８号
熊本県玉名市秋丸249番地１
債務者　関　　守
1　決定年月日時　平成25年９月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月22日まで　熊本地方裁判所玉名支部